

共 産 党 再 要 望 項 目 一 覧

平成26年度6月補正分

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<p>1 火災から障がい者を守るため、グループホーム等の社会福祉施設などへのスプリンクラー設置を推進するために、「鳥取県グループホームスプリンクラー等設置促進事業」の新設が計画され、事業所負担の軽減がはかれることは歓迎するものです。同時に、それでも、実際の事業所負担金が、スプリンクラーで平均90万円、簡易型スプリンクラーで平均30万円（設計費は別に10万円かかる）とのことで、とりわけ小規模の事業所にとっては負担が重いことが予想されます。更なる補助嵩上げ、あるいは無利子の資金制度の創設を検討されるよう要望します。</p>	<p>社会福祉施設等の施設整備については、国の補助事業（負担割合：国1/2、県1/4、事業者1/4）を活用して実施しているが、今回、事業者負担が1/8になるよう嵩上げ補助を行うこととした。また、国の補助事業の対象にならない或いはスプリンクラーの設置が難しいグループホームに対しては、簡易型スプリンクラーの設置に1/2の補助を行うこととした。</p> <p>いずれも、スプリンクラー等の設置によりグループホームの安全性を高めることを目的に、県単独事業として行うこととしたものであり、更なる嵩上げ補助や無利子の資金制度の創設は考えていない。</p>
<p>2 高齢者等対象の小規模デイサービスの場合も、上記と同様の支援制度を創設するよう要望します。</p>	<p>認知症対応型通所介護事業所及び小規模型通所介護事業所は、グループホームと異なり要介護者等の住居の用に供されるものではなく、専ら日中活動のみに利用される施設であるため、スプリンクラー設置に対する助成は考えていない。</p>